

児童とのメール・SNS等の使用に係る校内ルール

加古川市立平岡東小学校

1 教職員と児童との携帯電話での通話及びメール・SNS（LINE等）の使用について

(1) 携帯電話での通話について

- ①児童へ連絡を行う場合は、児童宅の固定電話か、保護者の携帯電話に連絡を行う。
- ②児童からの連絡は、教職員個人の携帯電話ではなく、学校の電話に連絡するよう指導する。
- ③緊急の連絡を必要とする場合、又は児童の安全・人命等に影響を及ぼす場合で、早急に児童の居場所等を特定する必要がある場合は、この限りではない。

(2) メール・SNS（LINE等）について

- ①教職員と児童の間でメール・SNS等を使用した個人的な指導や私的なやりとりは行わない。
- ②緊急時の学校からの39メール送信は、原則的には、全校児童に関わる連絡等について、必要最小限の範囲で発信する。

2 児童との面談や相談等の実施について

- ①児童との面談や相談等は、電話（携帯電話を含む）やメール・SNS等を使用して実施しない。
- ②原則として、校内又は保護者在宅時の児童宅で実施する。
- ③実施する場合は、教職員間の報告・連絡・相談を密にして情報を共有し、組織的に対応する。

3 その他

上記の共通ルールでは対応できない状況が発生した場合は、管理職の許可を得て対応する。

(附則)

この校内ルールは、令和3年5月24日より実施する。